

京都市食の安全・安心に関する条例(仮称)骨子(案)に関する意見等(パブリックコメント)

(※京都市食の安全・安心の確保に関する条例(仮称)については、以下「条例」という。)

1 意見募集期間

平成21年12月3日(木)～平成22年1月4日(月) 1ヶ月間

2 応募者数等

(1) 応募者数 20人

(内訳) 個人： 9人【郵送4人, FAX3人, 電子メール1人, 提出1人】

団体所属者： 11人(消費者団体3人, 事業者団体8人)

【FAX7人, 電子メール3人, 提出1人】

(2) 男女比 女性7人, 男性10人, 不明3人

(内訳) 個人： 男性2人, 女性7人

団体所属者： 男性8人, 女性0人, 不明3人

3 意見内容

(1) 述べ意見数 111意見

(内訳) 反映させた意見数 25意見

一部反映させた意見数 7意見

条例骨子案に記載済みの意見数 60意見

反映させられない意見数 19意見

No.	骨子(案)の項目	意見数	反映	一部反映	記載済み	反映不可		
1	前文	2	2					
2	条例の目的	5	2		3			
3	用語の定義	5	1		2	2		
4	基本理念	2	1		1			
5	関係者の責務と役割	10	5		1	4		
6	食の安全性を確保するための施策	食品安全推進計画	7	33	4	2	1	
7		調査及び研究の推進	4				3	1
8		監視, 指導及び検査等	2				1	1
9		事業者の自主的な衛生管理の推進	7		1	1	3	2
10		情報の共有及び意見交換等の推進	5		2		2	1
11		市民及び事業者への啓発	1		1			
12		国及び他の自治体との協力	2				1	1
13	情報の収集, 整理及び分析等	5	1	1		3		
14	危害発生時の措置	健康への悪影響が生じた時の措置(公表)	5	9	3		1	
15		自主回収報告の制度	4		1	1	2	
16	体制の整備	10			9	1		
17	食の安全推進協議会	5		2	3			
18	その他	30	1		27	2		
述べ意見数(合計)		111	25	7	60	19		

(2) 具体的な意見(111意見)

*別紙添付